



# くらしの相談所

【問合せ先】  
市民生活課市民相談センター・  
消費生活センター（☎28-9110）

## 心当たりのない懸賞金などの当選メールにご注意を！

「当選おめでとうございます！ 厳正な抽選の結果、見事当選されましたので、1億円を差し上げます」などと書かれたメールを受け取ったことはありませんか。  
このようなメールは、受信者が申し込んでもいない懸賞金や賞品が当たったと  
いって、個人情報を聞き出したり、お金をだまし取ろうとしたりする詐欺です。

### 【対策】

- ▼身に覚えのない当選メールは無視する
- ▼「簡単に儲かる」「お金を受け取ってほしい」などの言葉には注意する
- ▼懸賞金を受け取るために、お金を支払ったり、個人情報などを教えたりしない
- ▼不審に思うことや困ったことがある場合は、早めに消費生活センターに相談する



### 【市民生活相談・消費生活相談】

市民生活相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。  
開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

### 【司法書士による無料消費生活相談】 **要予約**

とき＝6月6日☎13:30～16:30  
ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）  
予約先＝消費生活センター（☎28-9110）